

## 補償の重複について

### 【補償の重複に関するご注意】

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 \* 1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください \* 2。

●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 ●救済者費用補償特約

特に以下の場合にはいずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●サイクル保険を既にご契約されている場合 ●ご加入者のご家族が別途AIほけんに加入される場合

\* 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\* 2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

	重複する補償の内容	
	保険金額が「無制限」のご契約がある場合	保険金額がいずれも「無制限以外」の場合
個人賠償責任補償特約 * 3	複数のご契約のうち、保険金額が「無制限」のご契約が1つでもある場合、その他のご契約から重ねて保険金が支払われることはありません。	複数のご契約のうち、いずれのご契約も保険金額が「無制限以外」の場合、それぞれのご契約の保険金額を合算した額がお支払いする保険金の上限額となります。 合算した保険金額が必要な補償額となっているか、必ずご確認ください。

\* 3 個人賠償責任補償特約は自動車保険のほか、火災保険や傷害保険等にも同様の特約がありますので、あわせてご確認ください。